

会議録

会議の名称		第9回小金井市子ども・子育て会議
事務局		子ども家庭部子育て支援課
開催日時		令和6年10月21日（月）18時30分から20時17分まで
開催場所		801会議室
出席者	委員	会長 金子 嘉宏 委員 会長職務代理 萬羽 郁子 委員 委員 亀山久美子 委員 喜多 明人 委員 後藤 律子 委員 小峰 優子 委員 清水 圭樹 委員 水津 由紀 委員 長岩 蒼樹 委員 村田 由美 委員 渡邊 理恵 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 子育て支援課長 鈴木 美苗子 子育て支援係主任 山下 真優 保育課長 中島 良浩 保育施策調整担当課長 吉田 亮二 児童青少年課長 平岡 美佐 児童青少年係長 鈴木 拓也 学童保育係長 野村 哲也 児童青少年課主査 永井 桂 こども家庭センター長 黒澤 佳枝 母子保健・児童福祉統括担当課長 笠井 綾子 ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 熊谷 芳浩
傍聴の可否		可
傍聴者数		6人
会議次第		1 開会 2 次期計画策定について 3 その他 4 閉会
発言内容 発言者名（主な 発言要旨）		別紙のとおり
提出資料		資料35 のびゆくこどもプラン 小金井（素案）第4章 資料36 のびゆくこどもプラン 小金井（素案）第5章 資料37 子どもの権利部会の報告について 参考資料5 意見・提案シート 参考資料6 意見・提案シート

	参考資料 7 意見・提案シート
	参考資料 8 意見・提案シート
	参考資料 9 意見・提案シート
	参考資料 10 意見・提案シート

小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和6年10月21日

○金子会長 ただいまから、第9回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、安岡委員、福井委員から欠席の御連絡をいただいております。あと、複数名まだ来られていない方がいらっしゃいますが、時間になりましたので始めさせていただきます。

それでは、次第の（2）次期計画策定について、早速行いたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○子育て支援課長 資料35の説明に入ります前に、子どもの権利部会から資料37について報告をいたします。

○児童青少年課長 御手元の資料37を御覧ください。子どもの権利部会につきましては、「のびゆくこどもプラン 小金井」におけます施策の方向性1－1事業番号1重点事項「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況や子ども意見表明権を確保する仕組みにつきまして、子どもの権利の視点から検討を行うことを目的に設置され、鋭意審議を重ねてまいりました。今日の資料ですと資料35の1ページ目の第4章 施策の展開、目標1、事業番号1が子どもオンブズパーソンの事業として書かれております。簡単に資料の審議項目の内容等を御紹介させていただきます。

子どもの権利部会の審議項目としましては、設置後の実施状況について、本計画の参考指標の設定と、あと子どもオンブズパーソンの活動に関するモニタリング評価の在り方の検討、また、子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについての検討を行いました。

審議結果につきましては、参考指標につきましては、資料35にございますとおり子どもオンブズパーソンの認知度ということにさせていただきました。

また、子どもオンブズパーソンの活動に関するモニタリング評価としましては、独立した機関となりますので、自己評価を原則とするいたしました。また、市長への報告や報告活動会においての市民への公表など、オンブズパーソンの活動をクリアにしていこうこと、また、本会議においても報告の場を設けることなどが審議されました。ここで、子どもからの評価を実施できるような仕組みづくりについても、今後検討を行うべきと

いう意見もございました。

最後に、子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりにつきましては、様々な発達段階にある子どもにつきまして、自分の意見を持って議論し、議論したことが実現までつながるような仕組みづくりを行うことが必要であり、また子どもの成長・発達に合わせて、また意見が言いづらい状況の子どもにも配慮した子どもの意見を表明することの支援を行う人の人材育成も必要ではないかというところで審議させていただきました。

最後となりますが、その他の全体的な提言としましては、まずは子どもの権利が活かされる社会の実現に向けて、子どもの権利について理解する保護者や教職員など大人に対しても啓発強化をしていくことが必要であるということが審議の中で意見として出されておりました。

簡単ではございますが報告は以上です。

○金子会長 部会長から補足等がありましたと思いますが。

○水津委員 最初に、長いことお休みしまして、大変申し訳ございませんでした。戻ってまいりましたので、今後よろしくお願いいたします。

今、報告があったように大きく話し合った内容は2つです。1つは評価指標の問題についてと、あとは子どもの意見表明をどのように子どもの権利の観点から仕組みづくりをしていくかということの2点なのですが、いずれにしても指標に関しましては、あくまで独立性を持ったオンブズというものをどのように評価するかということについてが議論の柱だったんですけれども、まずはそのことを測る大きな柱として認知度なんだけれども、実際に今、子どもたちの認知は上がっているんです、学校教育の中でオンブズがかなり浸透しているということで。ただ、それを学校、教職員も含めて全部理解しているのかとか、あとは地域にいる我々大人がどのように理解しているのかというところが薄いということで、その部分を広げるような努力をすべきだろうということを話し合いました。

あと、子どもの意見表明に関しては、報告にあったとおり子どもたちの意見をただ聴くだけではなくて、そのことを聴いた上で、さらに出した意見を議論して実現するための仕組みを大人がどうつくっていくのかということを考えることが重要で、そのためには教育委員会をはじめとして横のつながりというか、子ども取り巻く横の環境が全てネットワークをつくって、子どもたちの意見がきちんと実現できる仕組みを本当につくらないと今の子どもたちの思いを酌み取ることはできないし、自立した大人として生きて

いただくことが、なかなかそこまでの道筋にせつかくですからこれを役立てたいと思って、委員の中でもそのところの話はかなりしました。

最後のところに書いてあるとおり、こども基本法にあるように、今非常にテーマとして考えている、今もずっと言いました子どもの意見をどのようにというところが最大のテーマだと思っていますし、権利に関しての認知をどのようにということを、今後もより具体的なことを挙げて考えていくべきじゃないかなというところで報告とさせていただきたいなと思っております。時間が大変に短くて、私がちょっと倒れておりまして部会の開催が思ったようにできなかったことで非常に御迷惑をおかけしました。よろしくお願いします。

○金子会長 ありがとうございます。

では、資料37の説明はこちらのほうでよろしいですか。

では、引き続きまして、後ほど次の議題にも関わってくるところですので、御説明をお願いいたします。

○子育て支援課長 では、第4章、資料35について、御説明させていただきます。

資料35を御覧ください。併せて、本日机上に参考資料として御配付いたしました施策の体系も御覧ください。前回の子ども・子育て会議でいただいた御意見を踏まえまして、基本目標の3の表現を見直いたしました。「子育て家庭が必要な支援につながっている」とさせていただきました。その他は前回同様の体系となっております。今後事業内容と照らし、子ども・若者と表記の変更が生じる可能性もありますが、現時点でこの体系を参考としていただければと思います。この施策の体系に基づき個々の事業について記載したものが資料35の第4章、施策の展開になります。

では、資料35の1ページを御覧ください。第4章、施策の展開でございます。初めに、表記の仕方について御説明いたします。計画期間である5年間の事業の取組内容、目標が分かるよう事業名称、事業の内容、活動が分かる参考指標、現時点の実績として令和5年度の状況、計画期間の目標が分かるよう各年における取組目標、5年後の目標を表しています。参考指標については数字で表せない事業もございますため、「何々の実施」といった表現になっているものもございます。また、「参考」としましたのは、相談事業など一概に多い少ないで事業の目標達成度合いを定められるものではないことから、参考指標としたところでございます。

5年後の目標として現状を維持、継続、漸増、または目標数値を示しています。5年

間同様の目標になる場合は矢印として継続性、連続性を表現しています。

では、内容についてでございます。第1節、子どもが心豊かに成長できる。

目標1、子どもの最善の利益が守られている。

重点施策1－1、子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します。本施策の事業については、ページ1から2にかけての表のとおりでございます。事業の子どもオンブズパーソン及び虐待対応事業を引き続き重点事業と位置づけたいと思っております。

図表1番の子どもオンブズパーソンの令和11年度の目標数値でございますが、今、子ども、大人それぞれに2つの数値が記載されておりますが、こちらは修正漏れがございまして、大変申し訳ございませんが上段の「40.0」をそれぞれ削除いただければと思います。よろしくお願いします。結果、子ども25.0%が、大人20.0%が正しいものとなります。さきほど部会から報告いただきましたように、オンブズパーソンについては参考指標を子どもオンブズパーソンについての認知度としているところでございます。

2ページ目になります。重点施策1－2、いじめ・虐待等の対策とヤングケアラーの支援を行います。今回の計画から、過度に家族の介護その他の日常生活上の世話を行うことで社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態にあるヤングケアラーに関する事業を、事業3番から6番に加えております。現計画から引き続き虐待防止事業と、新規にヤングケアラーの実態把握と理解促進、関係機関の連携体制の構築を重点事業と位置づけたいと思います。

次に3ページ、重点施策1－3、犯罪等から子どもを守り、自殺を防止する見守りの環境づくりを進めます。事業については、4ページにかけての表のとおりでございます。今回の計画から自殺を防止する事業が加わっております。こちらにつきましては、健康課において第2次小金井市自殺対策計画を令和6年3月に策定しており、子ども・若者に係る自殺対策の推進を重点施策に掲げておりますため、計画担当課における進捗評価、改善を実施し、それをもって進めていくという内容となっております。

次に、重点施策1－4、普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます。子どもの権利の普及啓発については課題の一つでもあります。これまでの子どもの権利の広報活動、子どもの権利の職員への啓発活動を拡充し、子どもの権利学習の推進事業及び子どもの権利についての意識啓発の強化事業といたしました。

事業については表のとおりでございます。事業No.2、子どもの権利学習の推進、及び事業No.3、子どもの権利についての意識啓発の強化を重点事業に位置づけたいと思います。

次に、4ページから5ページにかけて御覧ください。目標2、子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりができる。

重点施策2-1、子ども・若者の意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します。こども基本法では、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となる子ども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務づけられています。意見表明への意欲や関心を積極的に表すことができない子どもがいることにも配慮し、安心して意見表明できる場の支援、意見反映の機会の提供という視点を事業に反映しており、公民館で実施している事業No.4、YAサポーター事業のほか、各課で取り組む事業No.5、多様な声を施策に反映させる工夫の実施、それから、先ほど子どもの権利部会からの御報告内容も加味しまして事業No.6、子どもや若者の意見表明のサポート、事業No.7、子どもや若者の意見反映事業を加えております。

事業については表のとおりでございます。

次に、5ページから6ページにかけて御覧ください。重点施策2-2、子ども・若者の多様な遊びや体験、活躍できる機会を応援します。事業については表のとおりでございます。

大変申し訳ございませんが事業No.5のところは、先ほどの重点施策2-1のNo.4と重複しておりましたので、YAサポーターはこちらのほうを削除いただければと思います。訂正しておわびを申し上げます。後ほど削除させていただきます。

それから、6ページから7ページにかけてです。重点施策2-3、子ども・若者の居場所と交流の場を充実します。子ども・若者の居場所と交流の場の充実に当たっては課題の一つでございます。若者のワークショップでも、単なる場所だけではない、人、時間、場所とつながりのある居場所、交流、関わりを求める意見が多くございました。家庭・地域・教育関係者・行政が協働して進めるための仕組みづくりに取り組むとともに、多様な子どもの課題や担い手の在り方等について継続的な検討を行ってまいります。

事業については表のとおりでございます。子どもの居場所づくりの推進及び児童館事業を重点事業と位置づけたいと思っております。なお、子どもの居場所づくり推進事

業については、すみません、子育て支援課と児童青少年課ですが、児童青少年課の記載が漏れてしまっていたので、こちらも後ほど修正させていただきます。

8ページを御覧ください。重点施策2-4、若者の社会的自立に向けて応援します。今回の計画から新たに加わった重点施策でございます。主に社会的自立に向けた支援ということで不登校についての支援、進路や人間関係など悩み事や不安を抱える思春期の相談から、ニートやひきこもりの状態の若者やその家族に対する相談と、切れ目ない相談体制の充実を主眼にした事業としております。

事業内容については表のとおりでございます。

9ページを御覧ください。第2節、子育て家庭が子育ての喜びを感じている。

目標3、子育て家庭が必要な支援につながっている。

重点施策3-1、経済的負担を軽減します。引き続き子育て家庭の経済的負担軽減のための各種施策を実施いたします。

事業については表のとおりで、現計画に引き続き、施設等利用給付の上乗せ、幼稚園と認可外保育施設の分を重点事業と位置づけたいと思います。

次に、10ページを御覧ください。重点施策3-2、母子保健（関連）事業を充実します。妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期、学齢期を通じまして、切れ目のない母子保健体制と関係機関コーディネート体制を強化しまして、安心して産み育てることができる保健環境の整備を主として事業をまとめております。未熟児、多胎児、病気を持つ子どもなどの子育てに困難を感じる保護者支援についても記載してございます。母子保健（関連）事業については、後ほど御説明します第5章、子ども・子育て支援計画の中でも主な事業が関連して計画されております。

事業については、10ページから12ページにかけての表のとおりでございます。切れ目ない支援として、母子保健健康相談事業及び子育て中の保護者グループ相談を重点事業と位置づけたいと思います。

12ページを御覧ください。重点施策3-3、子育てに関する相談・支援、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます。子育て関連情報の発信のほか、子育てに関する情報交換・相談ができる場や、子育ての仲間づくりの場の充実を視点に置いた事業となっております。

事業については13ページにかけての表のとおりです。引き続き子育て情報の提供及び子育て総合相談を重点事業と位置づけたいと思います。

重点施策３－４、子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます。子育てしやすい職場環境を目指し、求人・就労に関する情報提供や再就職支援の事業となつてございます。

事業については表のとおりでございます。

目標４、子育て、子育て家庭の困難が軽減されている。

重点施策４－１、ひとり親家庭を支援します。子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難、複合的な課題を抱えているひとり親家庭に対する事業となつてございます。

事業については、１４ページになりますが表のとおりでございまして、ひとり親家庭へのホームヘルプサービス及び養育費確保のための支援を重点事業と位置づけたいと思います。

重点施策４－２、特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）と家庭を支援します。保育所や学童保育所における受入れ体制の充実や児童発達支援センターにおける事業、特別支援教育の環境整備、医療的ケア児に関する支援などの事業となつてございます。

事業については１５ページにかけての表のとおりで、引き続き認可保育所での特別支援教育、学童保育所での障がい児保育、障がい児の緊急・一時預かりを重点事業に位置づけたいと思つてございます。

重点施策４－３、外国籍の子どもと家庭を支援します。外国籍の子どもとその家庭に対しての支援事業でございます。

事業については表のとおりでございます。

１６ページを御覧ください。重点施策４－４、家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします。保護者がいない、または保護者が養育できない子どもの育ちを支える里親制度の紹介と周知事業となつてございます。

事業内容については表のとおりでございます。

１７ページを御覧ください。第３節、地域で子育て、子育てを支え、まちが笑顔であふれる。

目標５、地域社会が子育てを見守り支えている。

重点施策５－１、子どもが安心して学べる環境をつくります。子どもたちが地域と多様な関係性を持ち、自分らしく過ごせる多面的な環境を整備することで、全ての子どもが生きる力を育み、可能性や個性を伸ばせるように、安心して学べる環境を整備するという観点での事業となつてございます。

事業については表のとおりでございます。

次の18ページを御覧ください。重点施策5-2、子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります。異年齢交流や子ども週間行事などを通じて、地域社会における学習と交流の推進という観点での事業となっております。

事業については表のとおりでございます。

重点施策5-3、子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します。子どもにやさしいまちは、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるまちであるとの理念に基づき、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進め、貴重な自然環境を次世代の子どもに引き継ぐための取組事業となっております。

事業については19ページにかけての表のとおりでございます。

次に、重点施策5-4、地域の緑と環境を守ります。子どもだけではなく、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるよう、環境意識の向上や3Rの推進を通じて、緑と環境を次世代に引き継ぐとした事業となっております。

事業内容については表のとおりでございます。

目標6、地域社会が子育てを見守り支えている。

重点施策6-1、地域の子育てネットワークを整備します。地域社会意識が希薄化となる中、顔の見える地域づくりが見直されてございます。重点施策5-2で子どもも地域の一員として参加する取組を進めるとともに、地域の子育てネットワークづくりに取り組みまして、安心して子育てができる、子どもが安心して過ごせる地域環境の整備をするとした事業となっております。

事業につきましては、次の20ページの上段の表のとおりでございます。重点事業としましては、引き続き子育て支援ネットワーク事業とさせていただきたいと思います。

重点施策6-2、誰もが子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。性別に関わりなく誰もが子育てと社会参加できる環境づくりとして人権・男女平等の意識醸成を図り、働き方や家庭・地域での役割を含めたワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことを主眼とした事業でございます。今回は父親の育児参加、交流づくりとした事業を加えております。

事業については20ページの中段の表のとおりでございます。

最後、重点施策6-3、地域の公共施設の活用を進めます。誰もがゆたかに暮らすことのできる地域社会を実現していくため、地域の公共施設の活用を推進するための事業

となります。

事業については21ページにかけての表のとおりでございまして、引き続き子育てに配慮した公共施設の改善を重点事業に位置づけたいと思っております。

4章についての説明は以上でございます。

○金子会長 そのまま資料36もお願いします。

○子育て支援課長 では、次に行かせていただきます。それでは、資料36について御説明させていただきます。第5章としまして、子ども・子育て支援事業計画を別出ししてございます。

1ページ目、第1節、教育・保育提供区域の考え方でございます。まず1番、国における教育・保育提供区域の考え方です。今年の5月、6月に開催しました子ども・子育て会議で勉強会を含めて御審議いただきました区域設定についてでございます。また、地域子ども・子育て支援事業の提供体制につきましては、事業ごとに設定いたします。

2番、小金井市における教育・保育提供区域の設定ということで、御審議いただいたとおり本市では教育・保育提供区域について1区域といたしましたので、現計画に引き続きまして1区域としてございます。

それから、次の2ページを御覧ください。（2）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定についてでございます。こちらの地域子ども・子育て支援事業につきましても1区域としまして、事業実施に当たっては、現状の提供体制の調和・全体のバランスを図りつつ、地域の状況や利用者のニーズ・利便性を考慮しながら実施していきまうことで記載させていただいております。

ここでは地域子ども・子育て支援の19事業を一覧でお示ししてございます。今般の児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正によりまして、今回の計画から（7）子育て世帯訪問支援事業、（8）児童育成支援拠点事業、（9）親子関係形成支援事業、（12）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、（16）妊婦等包括相談支援事業、（17）産後ケア事業の6事業が新たに追加となる予定でございます。

3ページを御覧ください。第2節、教育・保育施設の充実でございます。

1番、量の見込みということで、本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区域ごとの量の見込みを定めてございます。

（1）認定区分。1～3号の認定につき、3ページの表のとおり分かれてございます。保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定し、その上で

施設型給付、地域型保育給付を行う仕組みとなっております。

(2) 教育・保育施設の分類につきましては、3ページの下の図のとおりとなっております。施設型給付、地域型保育給付、認定外保育施設、私立幼稚園、企業主導型保育事業などがございます。

4ページを御覧ください。(3) 計画期間の年齢別児童数の推計でございます。市では、市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針でございます基本構想を策定するに当たりまして、施策の方向性の前提となる「小金井市人口ビジョン」を令和3年に策定しております。ここでは令和3年の策定時推計を基本としながらも、実績の乖離について補正を行い将来の人口を推計してございます。おおむね令和7年度をピークとしまして、徐々に児童人口がちょっと減少していくというような推計になってございます。

5ページを御覧ください。2番、提供体制の確保と実施時期でございます。こちらにつきましては、(1) 1号認定(満3歳以上、幼稚園を利用希望)の見込みと確保の内容をお示ししております。

確保策推進等についての考え方でございます。小金井市における私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、認定こども園(幼稚園分)の定員数の合計は1,164人となっております。幼稚園は、居住する市町村以外に所在する園への通園が可能でございまして、子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもありますように、市内の未就学児童の一部は市外の幼稚園に通園しております。

今後は、認定こども園の新設や、既存の幼稚園・保育施設が認定こども園へ移行を希望する場合の受入れ体制づくりを進めて、円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応しますとさせていただきます。

次に、6ページと7ページを御覧ください。こちらは保育所利用希望の量の見込みと確保の内容でございます。令和5年度及び6年度には待機児童数ゼロを達成いたしました。共働き家庭等の増加に加え、幼児教育・保育の無償化の開始によりまして、今後も引き続き一定の保育ニーズがあるものと見込まれるため、引き続き保育ニーズの動向を注視してまいります。保育定員の確保数については、定員に空きが生じている年齢もありますので新規開設は行わず、今後、各年齢の定員数に対し柔軟に対応できるよう計画数を見込んでございます。

すみません、こちら、保育課から修正がございました。

○保育課長 資料36の7ページを御覧いただければと思います。上段に表がございまして、上か

ら5行目、認可外保育施設のところになります。こちらは40という数字が令和7年度から11年度まで入っておりますが、すみません、こちらは記載の誤りでございまして、全て37という施設の定員数になります。40のところは全部5年間、認可外保育施設は37ということになってございます。

併せて、同じ表の一番下の保育利用率です。こちら、すみません、左側の6ページの保育利用率の数字と同じ数字をそのまま記載してしまい、間違った数字となってございます。正しい数字を申し上げますと、7ページの表の下段の利用率は、令和7年度は77.7%、令和8年度は77.4%、令和9年度は76.4%、令和10年度75.8%、令和11年度は75.6%となります。今後気をつけてまいります。資料については、今後原稿等の修正のときには数字を正しいものとさせていただきます。

保育課からは以上となります。

○子育て支援課長 ありがとうございます。こちらのほうで訂正をお願いいたします。度重なったの修正で申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、次の8ページを御覧ください。3番、幼児教育・保育等の円滑な利用及び質の向上としまして、保育の質の維持・向上、保育士の確保及び処遇の改善、幼保小の更なる連携、外国につながる子どもへの支援ということで記載させていただいてございます。

小金井市では、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、令和3年3月に「小金井市すこやか保育ビジョン」を策定し、保育の質のガイドラインと今後の保育施策の方向性が示されたところでございます。引き続き保育の質の維持・向上、保育士の確保・処遇の改善、幼保小の更なる連携、外国につながる子どもへの支援に取り組んでまいります。

9ページと10ページを御覧ください。第3節として地域子ども・子育て支援事業の充実。1、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策でございます。

(1) 利用者支援事業です。子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協力の体制づくりを行う事業でございます。基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型の4種類がございます。特に地域子育て相談機関につきましては、今般の児童福祉法の改正により、地域子育て相談機関の整備が市町村の努力義務とされ

たところでございます。地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じまして必要な助言を行うほか、必要に応じて、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うものでございます。現在、こちらの内容につきましては調整中でありまして、次回のときにこちらの見込みをお示しできればと思っております。

なお、利用者支援事業については、児童福祉法等の改正がございまして、（１６）の妊婦等包括相談支援事業も新たな事業型として加わる予定でございます。国から量の見込みの手引が直近で示されたばかりでありまして、その量の見込みの出し方なども確認しながらと思っておりますので、この記載については今後変更の可能性がございますのでよろしくお願いいたします。

そして、１１ページになります。（２）延長保育事業でございます。これは、保育園に園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業でございます。量の見込みと確保の内容はこちらに記載のとおりでございます。

それから、（３）放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業です。子どもたちの健やかな成長を図るため、放課後等の安全安心な居場所や生活の場を提供する事業でございます。

こちらの１つ目は放課後児童健全育成事業（学童保育）でございます。こちらは、次の１２ページの下段に量の見込みと確保の内容をお示しさせていただいております。

２つ目の放課後子ども教室でございます。これは放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し、多彩なプログラムを実施するというものでございます。これは小学校全学年を対象としまして、保護者の就労に関わらず利用できる事業でございます。こちらにつきましては、１３ページの上段に確保の内容をお示しさせていただいております。

１４ページを御覧ください。（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）でございます。こちらは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業でございます。量の見込みと確保の内容につきましては表のとおりでございます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）でございます。こちらは、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、教育についての相談に応じ、

助言その他の援助を行う事業でございます。量の見込みと確保の内容については表のとおりでございます。

次に、（６）養育支援訪問事業でございます。養育支援が特に必要な家庭に対して、専門相談支援員がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業でございます。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」となっております。量の見込みと確保の内容につきましては表のとおりとなっております。

次に、（７）子育て世帯訪問支援事業です。これはここで新しくできた新規事業でございます。従来、養育支援訪問事業から分離された事業でございます。子育て世帯訪問支援事業につきましては、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業でございます。量の見込みと確保の内容については表のとおりでございます。

（８）児童育成支援拠点事業です。こちら今回新規になった事業でございます。養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業でございます。こちらは対象年齢が０～１７歳児となっておりますが、地域の状況に応じて対象年齢を限定することも可能となっております。こちらですが、本事業につきましては包括的な支援を実施する機能を有するものでございまして、今後対象年齢や実施場所等、実施に向けた体制の整備について、この５年間に検討を行っていきたいと考えてございます。

（９）親子関係形成支援事業です。こちら新たな事業となっております。児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや

不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業でございます。量の見込みと確保の内容につきましては表のとおりとなっております。

(10) 地域子育て支援拠点事業です。こちらは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供等を行う事業でございます。量の見込みと確保の内容につきましては表のとおりとなっております。

(11) 一時預かり事業でございます。家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業でございます。こちらは、幼稚園等における一時預かりの量の見込みと確保の内容を①として記載させていただいております。それから、②としまして保育園等における一時預かりの量の見込みと確保の内容をお示しさせていただいております。この保育園等における一時預かりにつきましては、保育園のほかにファミリー・サポート・センター、トワイライトステイの量の見込みと確保の内容も掲載させていただいております。

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）です。こちらも新たな事業で、令和8年度からの開始となっております。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設が利用できる制度でございます。量の見込みと確保の内容については表のとおりでございます。

(13) 病児保育事業でございます。児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、または病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業でございます。量の見込みと確保の内容については表のとおりでございます。

それから、(14) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）です。児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業でございます。量の見込みと確保の内容につきましては表のとおりでございます。

(15) 妊婦健診事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健

康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業でございます。量の見込みと確保の内容につきましては表のとおりでございます。

(16) 妊婦等包括相談支援事業でございます。妊婦のための支援給付と併せまして、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としております。量の見込と確保の内容については表のとおりでございます。

(17) 産後ケア事業でございます。退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、もって子育て支援の充実を図ることを目的に実施する事業でございます。医療従事者が直接母のケアや育児相談等に乗し、母子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援することを目的としてございます。量の見込みと確保の内容については表のとおりでございます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業でございます。各施設において実費徴収を行うことができることとされている、①食事の提供に関する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業でございます。こちらについては、引き続き確保していくということで量の見込みと確保の内容を記載させていただいております。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業でございます。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業でございます。こちらの確保策推進等についての考え方でございますが、令和5年度から「小金井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」を開始してございまして、認可保育所等以外の多様な集団活動を用いた保育等を提供する施設の利用者に対して利用料の補助を行っております。今後も国や都の動向を踏まえ、必要な事業について検討を行います、とさせていただいております。

雑駁ではございますが、資料36についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長 何点か補足させていただきたいと思います。ちょっと細かいことで恐縮ですが、資料35、第4章の4ページを御覧いただきたいと思います。2ページのところで子どもの権利について意識啓発の評価というのを挙げさせていただいています。こちらは、例

例えば子どもの権利の日の制定のように、ずばりそこをタイトルとすることも考えたのですが、この後、水津部会長、それから喜多先生に御相談だと思いますが、権利の日をどのようにしていくかということも検討してつくっていくものだと思います、このような事業名称はより大きなことにして、事業内容の中にそこも挙げさせていただくような、事務局としても迷ったんですけども書き方での御説明をさせていただいています。その辺、もっとこういう書き方がいいということがありましたら、ぜひ御意見をいただければと思います。

そしてあともう一つ、第5章、資料36のほうでございます。4ページの保育・教育、それから12ページの学童保育については、人口予測に基づいて必要数を見ているのですが、これについては補足でして、東小金井駅北口の所に新しいマンションの予定があります。それから、武蔵小金井駅北口も再開発に向けて地元の方々が取り組んでいらっしゃいます。また、それとは別に貫井北町の所でも大きい開発があると聞いております。東小金井駅北口と武蔵小金井駅北口、それからあともう一つは貫井北町です。議事録はあれなんです、前に国家公務員住宅だった部分の一部が建て替えになっていないところがあるところです。これらについては、今抽出できる人数と、それから子どもがどれぐらいの、一般的な出現率というのがあるのですが、そちらを掛けた人数は織り込んだ人口予測として計算しています。

それから、あと16ページの児童育成支援拠点事業について、量の見込みと確保の内容が横棒という書き方しかできておらず申し訳ありません。ただ、こちらのほうは包括的に食事の提供等も含めて考えるものでして、そうすると、ニーズのほうも現時点で計算して見込むというのは難しい状態であるのが一つと、同じくどのような受入れとして事業構築できるかというのも検討課題が多くて見込めない状態でございます、今はこのような書き方とさせていただいているところです。

17ページにあるとおり計画期間内に検討して、具体化できるところがあれば具体化していくというような構えでございます。

補足は以上です。

○金子会長

ありがとうございました。ちょっと大量というか、かなりのインプットという形で説明がなされたところですので、御意見もお伺いしたいところですが、質問等もありましたらぜひしていただきながらという形になるかなと思います。4章と5章の関係も、多分なかなか難しいものがありますし、いろいろまだ悩まれているところも多分あるんだ

と思いますので、ぜひ皆さんから御質問もどうぞ。

○水津委員 まず1点お聞きしたいのは、子ども・若者支援のところでの居場所事業という系列があると思うんですけども、ここで若者の年齢ということはどのように設定して書いていますか。

○子育て支援課長 初めの1章でしたでしょうか、そこで一応御説明させていただきましたが、本計画では若者というのが20代30代と定義されておりますので30代までを含むとは考えておりますが、その方たちの居場所というよりは、その方たちがどのような関わり方を持っていけるのかというようなところで、基本的には今までの事業を継承しつつ、どうやってそういう20代、30代の方が関わりながらの居場所というのをつくっていけるのかというのを検討していきたいと考えているところです。

○水津委員 先日、とあるところで学習会があって、品川区の子ども若者の居場所事業を委託されているNPO法人の方とお話する機会があったんです。ここでは小学生から39歳までの人たちが利用できるフリーな居場所ということを品川区の支援事業としてやっているんです。なので、子どもは子ども、若者は若者というように区切って考えずとも、そうやって異年齢のいろいろな大人のいるような空間みたいなもののづくり方も、これは若者に向けての支援とか、これは子どもに向けてみたいな形で区切らなくても、せっかく切れ目のないということがこども基本法の中に入っているならば、そういう事例なんかも見えていただきながら新しい取組みみたいなものができないかなと思いながら拝見しました。なので、若者の居場所が困るというよりは、若者も利用、利用というか一緒に考えながら、不登校の子どもとの居場所づくりみたいなことがどうやれば実現できるかということも一緒に考えられたらいいのかなと思います。

1点はそれで、まだ続きがあるんですけど、いいですか。

○金子会長 はい。

○水津委員 すみません。今度は第5章です。一つすごく気になったのは、新規事業が上から下りてきたものがいろいろある中で、こども家庭センターの事業というのが非常に多いと思っちゃったんです。今あるこども家庭センターに新規事業が委ねられていくような仕組みに必然的になるのでしょうかという疑問が一つあります。

あともう一点は、放課後子ども総合プランに基づく両事業の連携と書いてあるんですけど、この文章を見るとすごく理想的には見えるんですけど、実際学童保育もきょうきゅうなぐらい学校には空き教室も何も余裕がないのに、この理想がどうやって実現でき

るのかということの御説明というか、今御説明は無理でも、お考えみたいなものが聞けたらいいなと思いました。

○子育て支援課長 今、新規事業について御質問いただきました。確かに数が増えているところではあるんですけども、子育て世帯訪問支援事業は、先ほども申し上げましたが今まで養育支援訪問事業ということで、その側面も1つの事業でやっていたところを分離させているというところがございます。

それから、産後ケアもこれまで母子保健のほうで行ってきているものと、(16)の妊婦等包括相談支援事業というのも、既に給付の事業等が既に始まっている事業でありますので、新たに加わるというよりは新たに定義されたといいますか、事業化されたというような意味合いがあるかなと思っております。

そういう意味では、新規でというところでいくと親子関係形成支援事業、こちらのほうがこども家庭センターの領域というような形になるかと思っております。

(12)の乳児等通園支援事業は保育課のほうで事業を構築していくというところで予定してございます。

○こども家庭センター長 今、御説明があった事業は、新規事業のうちほとんどがこども家庭センターということで、こども家庭センターの現場のほうから言うと、もともとこども家庭センターの機能は虐待防止、養育困難支援のケースワークと、もう一つは一緒になった母子保健の健診とかそっちがメイン事業なのです。なので、保健師とケースワーカーがほとんどの職員ということでやってきまして、様々な事業を一緒にやることで効果が上がる一方、それでちょっと回らなくなっちゃうというのを非常に危惧しているところで、そうならないように体制も含めて、サービスと体制、どちらも一緒に充実していったら、もともとの本来機能が損なわれずに機能を評価されるような形で、できれば進めたいと現場としては思っています。

○水津委員 だそうなので、ぜひそういう抜本的な補充とか、体制みたいなものを見直していただけることが重要かなと思います。

○児童青少年課長 先ほどの御質問の新・放課後子ども総合プランに基づく両事業の連携ですが、先日、10月10日に総合教育会議がありまして、そのときにも学童の場所の確保というところを議題として挙げさせていただきました。委員がおっしゃるとおり、放課後子ども教室も居場所づくりで学校を使い、学童も学校を使っている状況で、双方がもう場所がないという状況です。教育長から提言があったのが、普通教室の放課後の利用の在り方を

抜本的に考えていかないともうこの人数は賄えないというところで、市長としてもその意見を受け止めてしっかり対応していきたいというところで意見の交換があったところです。学童の担当としてもぜひ学校の理解を得ながら御相談しつつ、進めていきたいなと考えております。

○水津委員 ありがとうございます。

○子ども家庭部長 今の点でちょっとだけ補足させていただくと、教育委員会とは学童保育の大規模化とかも含めて対策会議を設けて、教育長等にも入っていただいて協議をしています。まだこれから方向づけられていくところがあるので、やや計画の案文としては歯切れが悪いかもしないけれども、今課長が申し上げたようなことも含めて考えていると。

それをもう少し大きく言うと、放課後の子どもの居場所というのはすごく大事であって、学童保育、確かに今危機的で、それに手を入れなければいけないんですが、それだけではなくて、放課後子ども教室自体も充実させる。そして、相乗りというか、学保の子どもは放課後子ども教室に通う部分も出てくる、それによって子どもたちと地域との関わり、子どもたち同士や大人との関わりもゆたかにしていくということが必要だろうという話をしています。

それを進めていくために方針とか方向性をつくっていかねばいけないんですけれども、対策会議の中でもありましたが、総合教育会議の中でも教育委員、教育長からも御発言があって、今までの施設内での建物を造る整備、その次は周辺の施設を利活用する、特別教室お借りするというようなことをこれまでやってきたんですが、それが限界にあるということで、もう一段踏み込んだ考え方を持たなければいけないと、学校の文化も変えていく必要があるだろうというようなところもいただいて、それをやっているというところであります。現在、歯切れが悪いところはちょっと申し訳ないんですけれども、その辺を念頭に置いて、織り込んだ形でこの問題を解決していきたいという方向にあるところです。

○水津委員 それが最後の総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議しますというところに含まれていると……。

○子ども家庭部長 苦しいんですよ、この2行に。

○水津委員 そういう通常教室の利用も含めてこれから協議しますということがここに書かれていると考えてよろしいということですね。ちょっと見ると机上の空論というか、あまり現実的に読めないんですよ、一般的に見ると。

○子ども家庭部長 この辺はちょっと書き方が難しいんですが、小金井市の土地利用とかを考えると、学童保育とか児童福祉施設なのでバリアフリーとかの要件を満たさなければいけません。ただ、それで一方、学校に近いところがいいですね。また多様な子どもたちの活動という意味では放課後子ども教室とかと連携できるのが一番だということになってくるんですが、学校周辺は第一種低層地域ですのでバリアフリーのエレベーターとかがあるような建物が普通に建っている状態ではありませんから、先ほども言ったようにもう限界に達しているということになります。

その上で、この辺は時間がない中でもしっかり議論しなければいけないのは、例えば学校の先生方は、その小学校ではその教室で様々な準備をしていたり、その教室で子どもたちの活動のために、あえて言えば、今は部外者が入らない前提になっていますので様々な掲示物がある、これが違う方が入るとなればそこも配慮した教育活動をしていく必要がある、これが教育長がおっしゃっている学校の文化を変えていく必要があるという発言だと思います。

ですので、そこも併せて学校現場にいる先生方も含めて話し合って急ぎ形づくる必要があるものですから、今はこの2行のような書き方になっているということなのですが。

○水津委員 苦しみですね。

○子ども家庭部長 ただ、そういう覚悟、認識を持った対策会議での議論があり、この前の総合教育会議でも教育委員からも御発言をいただいたということでございます。

○水津委員 ありがとうございます。もうちょっとそれが読み取れるような工夫が入ると現実的かなとちょっと思いますけど、頑張ってくださいと思います。

○子ども家庭部長 今日時点の案としてやはりこうなってしまうんですが、もちろんパブリックコメントの段階がありますので、そのときの議論の進展とかを踏まえて、盛り込めるものは反映させていくという構えで、ただ今日時点の案としてはこうなっているということを御理解いただけるとありがたいです。

○水津委員 ありがとうございます。

○小峰委員 今、放課後のことだけをお話になっているんですけど、これは補足ということで、地域で言ってみると、今、朝の居場所がない子どもたちがすごく増えてきて、誰が見守るんだっていうのが一番今地域では問題になっています。誰か見守りに出る人がいるというわけでもないし、だからそれぞれの親が連れてきて学校の校門の前でずっと待っている。そういうことができない親御さんは子どもをすごい早い時間に出して、子どもたち

は校門の前でうろうろ、うろうろしているというのが現状なんです。だから、その辺も踏まえてもうちょっと施策を考えていただければいいかなと感じています。

○金子会長 ちなみに三鷹市は朝、開けている、学校の中に入れるということをしているのかなと思います。三鷹市に今日聞いたんですけど教室にシャッターがついていて、ロッカーが閉まるようになっているらしいです。そうすると、当然教室には子どもたちの物が置いてあって、誰でも入ってきてしまうとそれが盗まれるということも当然起きてくるのでシャッターを閉める仕組みをつくっているそうですが、予算的に全部はできないので、ちょっとずつやっていますというような話はしていました。

ただ、朝開けたときに、三鷹市は今シルバー人材の方が全員見ているということなんですけど、じゃあ、朝、誰が鍵を開けるのかといたら、先生が早く来ますかという話になると先生への負担がかなりかかってしまうということになってくるので、どうするんだという話になってくるので、まさにそこは議論して何か解決策を考えていかなきゃいけないんだと思います。

○子ども家庭部長 その辺がじかに触れられてないのは心かしいんですが、今お二人がおっしゃったようなことはもちろん事例として私どもも承知していますし、教育委員会も承知しています。この「のびゆくこどもプラン」にどういう形でかけるかというのは、また時期の進展も含めてあるんですが、並行してというか、1年遅れて今度は明日の小金井教育プランの策定にも入るということになっていまして、その事例と問題意識は教育委員会も理解、認識して考えていると僕は認識しているところですので、つないでいくというのも、この時点で反映できるものは本計画でもということと、ちょっとつないでいくものもあると思いますが、その辺は教育委員会でも共有して解決を図っていくことだと思っていますところ。

○金子会長 ほかは皆さん、いかがでしょうか。

○小峰委員 もう一回、また違うところなんですけれども、どのところに入るか分からないんですが虐待対応事業とか、あとヤングケアラーだとかいっぱいあるんですが、今、地域でこの間、民生委員の会議でも話になったんですが、結局ヤングケアラーの子どもを救うためには親御さんが元気にならなきゃいけない、親だったり、高齢者だったり、そのところをフォローする人がいないというのが現状で、子どものことは、こども家庭センターがもちろんいて、子どもの気持ちを聞いていただけたりとかするんですけれども、もしか母親が鬱だったりとかすると、その人のケアは誰がやるんだろうというところがす

ごく心配で、親が元気になれば子どもも御飯を食べられるしという、その家庭の一つのものがこの新しく組み込まれる事業の一つになるのかなと思いつつ、でも児童育成支援拠点事業とはちょっと違うしなとかいろいろ思ったんです。子どものことを充実する会議なので、それは仕方ない、でも子どものためには、親を何とかすれば子どもは逆によくなるという視点を盛り込んでいただきたいなと、今すごく思っています。

○こども家庭センター長 おっしゃるとおりで、こども家庭センターは子どもを中心とした要保護児童対策地域協議会を持っていて、子どもの問題に関わっていくという機能ですけども、おっしゃるように親御さんの病気だったりとか、障がいだったりとか、その根本原因のところのサポートまでこども家庭センターでやっていくというのはなかなか難しい、そういう問題がありまして、資料35の3ページのヤングケアラー関連のところ、3のところのヤングケアラーの相談とか、ヤングケアラーへの理解・促進とか、その下ですね、そこに地域福祉課、こども家庭センターということで併記させてもらいましたが、地域福祉課は総合相談窓口を中心として来年度から重層的支援体制整備事業という、いわゆる子どもでいうところの要保護児童対策地域協議会のような調整機能的な役割を福祉部門のほうでもつくるという構想が今あります。重層的支援体制整備事業のほうは自立生活支援課だったり、介護福祉課とか、そういった福祉部門の調整機関として総合相談窓口が中心に入るという構想があるので、その線引き、線引きというか協力しながらおのおのの得意分野で支え合ってやっていこうということを両課で話をしています、それをもって調整機関として地域福祉課とこども家庭センターを併記しております。次年度以降、その辺の役割分担の流れを地域福祉課、総合相談窓口と相談しながら仕組みづくりをしていくということを今、予定では考えています。

○小峰委員 ありがとうございます。とてもよく分かりました。福祉というよりは、どちらかというと妊婦さんも心の病の方が多くて、その方は育児が大変になってくるとまた心の病が勃発するというのが現状で、精神的な疾患の方を見ていくという方がちょっと行政的に足りないのかなとふだん感じておりまして、そちらのほうの支援もやっていただけるとありがたいと思います。

○子ども家庭部長 今の点は、ですので、計画上は子どもの観点だけでなく家庭とか福祉総合的に見なければいけないので、3ページの上の表の5の真ん中、参考指標の下のほうにあるとおり重層的支援体制、こちらのほうへつなぐ。その上で、センター長が今申し上げましたとおり重層的なことをやってトータルのケアというのも考えるけれども、要保護児童

対策地域協議会との役割分担というか連携というのも併せて考えていくということになります。

あと、ちょっと蛇足になりますが、多分個人的にやったのかと思うんですけど、この前、教育長からお話を聞いたんですね。教育長がヤングケアラーの子に対するキャンプをやったんだそうです、どういう支援ができるかなというのを知りたくてということで。その結果、大きかったのは、かなり苦しい状態でのヤングケアラーとしての働きをずっとしている中で、例えば学校に通えなかったりしていますねと。そうすると、学びもそうなんです、一般的な教育科目以上に自己肯定感というんですか、そういうところから支えてあげる必要があるというようなことをおっしゃっていたのが印象的でした。こういうところは教育委員会としても問題意識をお持ちだと思いますので、我々としては今申し上げたとおり子育て関係機関、それから重層的という意味で福祉機関だけではなくて、教育との関係も視野に入れながらどうその子の育つ権利を支えられるかというのを思っているところです。

キャンプの蛇足なんですけど、例えば教育者がたくさん参加しているので薪割りとか、火をおこすとか、そういう仕事をうまく振って、頑張ってくれたのを褒める、感謝する、そうすると、そういう機会が少ないのですごく本人にとってうれしかったという話になるんだそうなんです。こういうところも関わりとしては支える必要があるんだなというのを痛感したというお話を伺いました。

○亀山委員 1か所教えていただきたいんですけども、特別な配慮が必要な子どものところなんですけど、事業の取組内容の2番のところに学童保育での障がいのある子どもたちを受け入れるという重点事業があるんですけども、先ほどもありましたけど学童保育それから児童館、みんな先生方がとても少ない中で、障がいを持っている子たちには先生1人がついて面倒を見るということだとか、それからそれに係わる知識は必要ではないかなというところから、そういったことに携わる先生方の苦労とか、専門の方がいらっしゃるのかというところを聞きたいのと、それから、新規事業のところでは子育て世帯訪問支援事業というところなんですけれども、この実施体制は委託により実施というところがありまして、これはヘルパー派遣事業所が委託を受けるというところになっているのか、このことと、それから料金的なことではこれは費用がかかるのかというところをお聞きしたいのと、もう一点は、資料36の(13)の病児保育事業のところでは量の見込みと確保の内容の量の見込みが多いので、どのように対応していかれるのかという

ところをお聞きしたいんですが。

○子育て支援課長 すみません、最後はどの事業ですか。

○亀山委員 病児保育です。資料36の20ページかな。

○子育て支援課長 20ページの(13)ですね。

○児童青少年課長 すみません、聞き取れていなかったらごめんなさい、学童保育の専門の先生がいるのかという御質問で大丈夫ですか。

○亀山委員 障がい児の子どもたちを受入れるに当たって、障がいの子どもたちに対応する意識のある先生方がいらっしゃるのかということ。

○児童青少年課長 学童保育のほうは放課後子ども支援員という東京都の研修を受けた者を中心に運営しているんですけれども、障がいの専門の先生の配置は、なかなかそこまでできていない状況ではあります。しかしながら、学童の職員が年に何回か、市内でいうときらりの先生方と研修を受けたりですとか、そういう障がい児のお子様を預かるに当たっての研修というのは年に何回か受けていて、そのほかに学校の先生と日頃、どのように学校で生活しているのかということも情報共有しながら保育をしているという状況になります。

○亀山委員 もう一点、人数的に障がいを持っているお子さんが1対1で対応することが多いように思うんですが、そうすると、先生方の人数的に足りないのではないというか。

○児童青少年課長 障がいの方が入所されてきた場合は職員の加配というものをさせていただいておりますけれども、確かに障がいの状況によっては1対1で対応しなければならなかったりといったことも出てくるところもございます。集団保育が学童ではメインになりますので、なるべく集団でも楽しめるように現場の職員が工夫しながら保育に当たっているという状況になります。

○亀山委員 分かりました。ありがとうございます。

○児童青少年課長 加配はあるんですけども、十分というのは難しいところがありますが、現場で適宜対応しております。

○亀山委員 ありがとうございます。

○こども家庭センター長 2つ目の御質問の子育て世帯訪問支援事業を委託で実施することについてということで今御質問いただいたのですが、ちょっと分かりづらいのですが15ページに養育支援訪問事業というのがございまして、これは前期の計画から前からやっていた事業で、養育支援訪問事業というのは専門の相談員の相談で、より困難がある家庭に

行って、相談支援をするという事業ですけども、養育支援訪問事業は令和6年度までは相談支援をするということと、また養育困難度が高い御家庭に対して家事支援をするという2つの内容が養育支援訪問事業の中でもともとあり、実施してきました。記載がありますように相談のほうはこども家庭センターのケースワーカーが直接行く場合と、専門の相談支援員となっていていただいています看護師の方などをお願いして行っているパターンが相談の場合あり、家事支援のほうは育児支援ヘルパー事業を請け負っていただいている市内のヘルパー派遣事業所で、一定の資格のある方に困難性が高い御家庭に家事支援に入っていただくと、この2つを養育支援訪問事業としてこれまでやってきました。

それが、児童福祉法の改正で令和6年4月から家事支援の部分は新たな事業として子育て世帯訪問支援事業として分けて定められたというところがありまして、このように（6）の養育支援訪問事業は相談についてで、今までその中でやってきた家事支援のほうは子育て世帯支援事業というように書き分けてあります。なので、この家事支援はこれまでどおりヘルパー派遣事業所さんをお願いしてやっていくということになります。

今までとちょっと違うところは、この事業の目的は困難性が高い御家庭に入るので、しっかり年間研修をやっていかなければならないというものもあります。今までやってくださった方には研修を受けた人と相当の能力があるとみなして派遣できるということになっているのですが、今後、研修の内容であるとか、新たに家庭支援員になっていただく方の資格であるとかを運用しながら整理していく必要があるなど、この事業が分けられた趣旨に基づいて機能強化ができるよう、研修の内容をもっと充実させるなど、工夫していく必要があるなど考えております。

○亀山委員 分かりました。要するに居宅に訪問したときに何を察知してどうしていくかということが分かっている人が入っていかないと、両方にとても苦しい状態ができると思いますので、その辺の研修等をよろしく願いいたします。

それと、これは以前から有料で行っていたものなのですか、それとも相談を受けながら家事援助が必要だと思ったらそこに配置して、それは費用はかからなかったということですか。

○こども家庭センター長 課税世帯の方は1時間500円で、非課税世帯の方は無料ということでもともと支援を入れていたんですけど、すみません、ちょっと説明が足りなくて。子育て世帯訪問支援事業、前にやっていた養育支援訪問事業でもやっていた家事支援は、まずは

こども家庭センターのケースワーカーが聞き取りをして支援計画を立てます。この支援計画でやりましょうということで同意していただいてヘルパーさんに入っていただくというところなので、そこは引き続きしっかりやっていく予定でございます。

○亀山委員 ありがとうございました。

○保育課長 病児保育の関係です。資料36の20ページについて御質問いただきました。病児保育事業で今回の計画の素案としまして量の見込み、こちらは今回の意向調査、ニーズ調査から出させていただいた見込みの人数になります。確保の内容は、現時点で確保できている施設の定員を積算したものになります。こちらについて、確保の内容は足りないという状況を部局として把握してございます。

1点、事情を申し上げますと、今年の3月、令和6年3月で1施設、市内の医療機関のほうでやっていたいた病後児保育事業の施設が閉鎖になりました。医療機関の関係の御都合なんですけれども、もともとやっていらっしゃった部分の定員が減った関係もありまして、現時点でこの計画素案で言いますと量の見込みのところに対する確保量が減った状況になってございます。担当としましては、現状、こちらの問題を定員の増とか施設の増ですね、いずれにしても病児保育事業は医療機関等の医療スキルをお持ちのところと連携しながら実施していく必要がございますので、私どもとしては施設の定員や施設増について医師会等とも協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。現時点はそういう計画がないものですから、現状は少ない数字が5年間載っているものと御理解いただければと思います。

以上です。

○亀山委員 同じことを質問していたんですね。以前にも同じことを、ありがとうございました。

○喜多委員 3点ほどです。1つは、第4章の2ページ目のいじめ・虐待等の対策とヤングケアラーの支援をなぜ一緒にするのかということで、分けたほうがいいのかという感じはしていたんですけれども、虐待対応と、本来家庭的な福祉事業の限界がヤングケアラーを生み出しているという問題とはちょっと異質だと思うんだけど、これを一緒に比べていることにやや違和感を覚えました。これは感想です。

それから2つ目には、違和感だけではなくて、こういうように結びつけちゃっていいのかと思ったのは、8ページのニート、ひきこもり問題と不登校と若者支援を全部一緒にしているんですけれども、これもちょっと乱暴だなという感じがしています。子ども・若者育成支援推進法の系列と教育改革法の系列を一緒にしているんですけれども、

少なくとも不登校は子どもの問題ですので、若者支援事業に全部不登校を含むのはちょっと無理がある感じがしています。事業内容として児童生徒の支援が入っているわけですから、2－4は少なくとも子ども・若者の社会的自立ということに子どもを入れないとちょっと筋が通らないかなと思います。

水津さんもお話しになっていたように子ども・若者の問題は、前回も話したのもう繰り返しませんけど、こども大綱があえて子ども・若者と若者を表に出してしまったために、かなり各自治体で混乱しています。一番ひどい混乱の仕方は、千葉市が今、こども・若者基本条例の原案をパブコメしているんですが、こども・若者基本条例はいいんだけど、子どもは20歳代、若者は30歳代という定義でやっているんです。ちょっとそれは困ると言っているんですけど、これもこども大綱が非常に子ども・若者と概念を広げてしまったために各自治体で混乱しちゃっているんだろうなと。家でひきこもりの問題なんかは当然若者が入ってくるんですけども、子どもの問題とここは区別してもらってもいいのかなと。

それから最後にもう一つだけ、17ページの地域社会で子育てを見守るというところで、5－1です。学校が非常に子どもにとって大切な居場所である、そして子どもたちが地域との多様な関係を持っていくという、子どもにとっての居場所であるならば、当然子どもの意思や意向や参加というものがなきゃいけないので、そういう意味ではコミュニティ・スクール事業、地域学校協議会、学校運営協議会の枠組みの中にも当然子ども参加の視点が入っているのではないかと。さっき紹介のあった三鷹市はコミュニティ・スクールを子ども参加型でやるという、これは学校管理規則を改正して、幾つかの自治体は、コミュニティ・スクールはあくまでも子ども参加を前提にするという流れが今できてきているので、これも少し居場所として学校を捉えていくならば、ぜひ子ども参加型の仕組みを考えてもらったらどうかと思いました。そんなところの思いを、感じたところを申し上げました。

○金子会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○清水委員 よろしく願いいたします。資料36の7ページの保育の体制確保で意見を述べさせていただければと思います。保育園の2号認定のところで待機児童は結構なくなり今は空き状態が続いている現状で、令和7年度は空き率が21%、令和11年度は空き率が26%、確保に対して空く見込みで、預けている親の身としては、この状況で全ての施

設が運営を続けていけるのか不安に思いますので、その対応の考え方が、7ページの下で柔軟に対応できるようにしますという記載はあるんですが、もう一步踏み込んで記載してもいいぐらい大きい課題なのかなということのを思いました。

あと第4章のほうの全てに通ずるんですが、この表はいろいろ取組内容が書いてあると思うんですが、読む人によってペルソナが変わって捉まえる方もいるのかなということでは思いますので、ペルソナの項目が別にあってもいいのかなと思いました。

○保育課長 御意見をいただきました2号認定、特に3歳、4歳、5歳の保育園部分の空き状況は、確かにおっしゃっていただいたとおり現資料においても過不足のところで過剰な数字、過員というか、実際問題、今保育園は3・4・5歳の定員に空きがございます。併せて幼稚園も3・4・5歳に空きが出てございます。現状、保育園としましては、そちらの幼児が少ない部分は乳児のほうに職員を充てたりしていただいております。計画上は施設の規模に合わせた定員総数で試算してございますので、これだけ大きな空きがあるというか余力があるような形に見えますけれども、実際問題としましては保育現場の職員体制はなかなか厳しいもので、その幼児のクラスの空き分の職員は乳児クラスの対応に入っている実態がございます。ですので、この過不足の過の部分に対する職員は決して浮いている状態ではなくて、実際問題は現実、保育施設で預かっている保育の対応に入らせていただいているところでございます。

施設の経営上の問題につきましては、このような形で職員を充てていただいている部分については、公定価格の支払いの中で児童の規模、あとは利用定員の規模というところで一定の公定価格の補償もございますので、今、経営できないほどのマイナスが生じているという状況ではございません。

○子ども家庭部長 その関連では、柔軟な対応をするという意味で令和6年4月1日のところで去年調整して利用定員の見直しをしまして、さらに令和7年度も民間園の方々と協議した上で利用定員を見直します。一方で1歳はまだまだカツカツであるということも含めて、今、保育課長が申し上げたように制度の範囲内で最大限に活用して見直しをすると単価が変わってくる、そういう意味で経営的には支援になるという部分もあるんですが、そういった部分も視野に入れて書いてあるような計画数を柔軟に見込んだ対応で、きちんと数が充足するように考えているというところでございます。

○清水委員 恐らく多分人件費的なところはそうだと思いますが、固定費、減価償却などがあると思いますので、全ての園が痛みを伴いながら空きがでるように感じますので、記載につ

いて検討いただければと思います。

○保育課長 ありがとうございます。

○亀山委員 資料35の5-3、生活環境等を整備しますというところと、あと、そもそもが道路のこととか、それから子どもにやさしい自然とか、それから子育てしやすい場所とかというような言葉がいつもうたわれるんですけども、実際にまちを見ると道路はちょっと傾斜したり、ベビーカーを押しにくかったりしますよね。これも検討していきます、やっていきますということなんです、なかなかそれが改善されているようには思えないという事柄と、それから公園も、誰もが使えるということは誰もが使いにくいということもあるのかなという思いがあって、ボールで遊べなかったりとか、子どもたちが伸び伸びと声を出して遊べなかったりとか、割に禁止事項が多かったりするような気がするんです。だから、そういうところも検討していただいているんだと思うんですが、四小の裏の所の三楽へ行ったときに子どもたちがボールを蹴ってわいわいやっていたんです。えっ、こんな所が小金井にあるんだって……。あつ、この子たちはすごい恵まれているなと思ったんですけども、そういう所はもう少しほかの地域でもあってもいいのかなと思ったりもすることと、それから、武蔵小金井駅の北口ですが、あそこにたばこを吸っている方のエリアがあるんですが、あそこも誰もが「何とかならないのかな」と言いながら通るんですが一向に、何となくたばこを吸う所を改善なさったり、いろいろされているようなんですけど、どうしてもあそこにたばこの臭いがしたり、あそこは皆が通るし、子どもたちも通りますから環境を考える上で何とかならないのかなと。子どもたちの環境、それから子育ての環境、小金井はとてもいいんですけども、ところどころあまりよくないところもあるので、その辺も改善していただけたらもっといい小金井になるのかなと思っています。意見です。すみません。ありがとうございます。

○金子会長 よろしいでしょうか。

 またもし何かあったらメール等で御連絡いただければということもありかなと思いますし、まだ修正をかける可能性もあることかと思いますので、何かありましたら引き続きメール等で御連絡いただければと思います。もう結構な時間になってまいりましたので、一旦、次第の（2）を終了させていただきます。

 次に、次第の（3）その他を議題とします。次回の開催日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○子育て支援課長 次回は11月18日の開催を予定しております。時間は同じ18時半からというこ

とになります。11月18日は第6章の計画の推進体制の事業案と、それから、この間、1章から5章で修正が必要ということで御意見を多々いただいておりますので、修正案をお示しさせていただきたいと考えております。

○金子会長

ありがとうございました。

そのほかに何かございますでしょうか。

では、以上で次第の（3）について終了させていただきます。

意見提案シートもたくさん頂いていますし、また目を通していただいて、次回の会議のときにでも検討の材料にいただければと思います。

本日の審議事項は以上となります。

以上で本日の会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —